

せたな町地域おこし協力隊（まちづくり推進課配置）の募集について

せたな町は北海道の南西部に位置し、奥尻島を除いて北海道本土最西端の町です。海と山に囲まれ、自然に恵まれており、アウトドアや各産業が充実しております。アウトドアでは道南最高峰「狩場山」、南西部には日本海が広がり「水質ランク最高峰の海水浴場を3か所開設」、中心部には清流日本一に何度も輝く「後志利別川」が流れております。その自然から作られる一次産業は稻作、畑作、酪農、畜産、漁業等多岐にわたっており、各産業から美味しい特産品が生産されております。

せたな町では、これらの豊かで美しい自然と豊富な観光資源や産業を活用した人と人のふれあいを大切にする町を目指し、せたな町の更なる魅力発信や移住者支援を担う職員を「地域おこし協力隊」の制度を活用して募集します。

雇用関係の有無	あり
業務概要	<p>せたな町役場まちづくり推進課職員として従事していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課の一般事務、事業の運営 ・町の魅力発信に関するPR業務 ・ふるさと納税に関するPR業務 ・移住者支援の充実 ・地域おこし協力隊員サポート体制の構築
募集対象	<p>① 年齢が18歳以上、おおむね40歳までの方（性別は問いません）</p> <p>② 申込時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、採用決定後、せたな町に住民票を移して居住できる方</p> <p>③ 普通自動車免許を有する方</p> <p>④ パソコン（ワード、エクセル）、SNSの基本的な操作ができる方</p> <p>⑤ 心身が健康である方</p> <p>⑥ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方</p> <p>⑦ 活動期間終了後においても、せたな町職員（正職員）もしくは企業して町内に定住する意欲のある方</p> <p>※せたな町職員採用には、社会人枠採用試験の受験が必要です。</p>
募集人数	1名
勤務地	せたな町内を拠点として活動します。
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・週5日間、午前8時30分～午後5時15分 ・年次有給休暇は、せたな町会計年度任用職員の規定に準ずるものとします。
雇用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・せたな町会計年度任用職員の規定に準ずるものとします。 ・せたな町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、町長が委嘱します。 ・採用の日～ 任用期間は1年単位とし、最長3年とします。
給与・賃金等	<p>月額報酬198,100円～</p> <p>※年齢、経歴等により決定いたします。</p>
待遇・福利厚生	<p>①健康保険・厚生年金等に加入します。</p> <p>②住居及び活動用車両借上費のほか、活動用旅費、作業道具・消耗品等、定住に向けて必要となる研修・資格取得費などの補助金があります。 ※町への転居費用、生活備品・用品、光熱水費等は個人負担です。</p> <p>③手当等の支給は、せたな町会計年度任用職員の規定に準ずるものとします。</p> <p>④せたな町で起業される場合、別途補助金があります。</p>
審査方法	<p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書 ・町指定の応募用紙（ダウンロードしてください） ・現在地の住民票 <p>○選考について</p> <p>①第1次選考 書類選考 申込み順により書類選考し合否を連絡します。 ※選考後、今後の面接日程等については追ってご連絡いたします。面接の希望日時等がある方は、ご相談下さい。</p> <p>②第2次選考 第1次選考合格者を対象に面接を随時実施します。（なお、応募者が面接のために必要とする交通費等は個人負担となります。）</p>
参考URL	
お問い合わせ・応募先	<p>せたな町役場まちづくり推進課まちづくり推進係 〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1 TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657 URL http://www.town.setana.lg.jp</p>